		会	議		記	録		
会議の名称		議会運営委員会			会議場所 全員協議会室			
					担当職員	員 加藤	太郎	
	時	令和4年8月24日(水曜日)				開議	午後1時	30分
						閉議	午後4時	15分
出席委員		◎木曽 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長>						
執行機関 出席者								
事務局 出席者		井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、 佐藤主任、小野主任						
傍 聴	可	市民0名	報道関係者C)名	議員0名(-)			

会議の概要

13:30

「木曽委員長 開議]

<事務局長>

8月22日の議会運営委員会で配付した9月議会提出予定議案の概要に一部誤りがあったので、正誤表をお配りする。当資料の11ページ、2特別会計の表の一番下に財産区会計(30財産区)の欄があるが、歳入と歳出の額がいずれも4円ずつ誤って記載されていたものである。議案については正しい数値が記載されている。タブレット端末には正しい資料に差し替えている。単純ミスで迷惑をかけて申し訳ない。会派内でも周知いただきたい。

[事務局長 日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 課題の検討

<木曽委員長>

これまでの検証で会派持ち帰りになった課題について検討していく。9月議会で運用していかなければならない内容もあるので、これらは本日結論を出したい。

[事務局副課長兼議事調查係長 資料確認]

(委員会の活動) 第16条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曽委員長>

委員会のオンライン開催について、前回の会議で活発に議論いただく中で、参加事由について会派持ち帰りとなっている。会派での検討結果を報告いただき、最終的に結論を出していきたい。

<菱田委員>

一昨日の議会運営委員会で出された資料の③事務局案でまとまった。

<松山委員>

福知山市議会のように育児、介護、疾病、看護の事由を条文に入れ込んでもよいと 一部で意見があったが、最終的には③事務局案でまとまった。

<三上委員>

結論としては③事務局案である。もちろん育児や介護等でやむを得ない場合が出てくると思う。全国的には議会中にどこかへ行っていた議員がいたと聞くが、そのような議員がいればどうにでも悪用される恐れがある。亀岡市議会ではそのようなことはないが、その都度やむを得ないことを議長や委員長が認めることでよいのではないか。

<藤本委員>

資料の③事務局案でよい。

<木曽委員長>

全会派が③の事務局案であった。委員会のオンライン参加の事由として、全国市議会議長会の例示を踏襲しながら、委員会条例の条文に「その他やむを得ない理由」の文言を加え、その詳細は要綱等で整理する内容である。そのようなことで取りまとめることでよいか。

一全員了一

○第16条の課題 検討継続

※委員会のオンライン参加の事由として、全国市議会議長会の例示を踏襲しながら、 委員会条例の条文に「その他やむを得ない理由」の文言を加え、その詳細は要綱 等で整理する。

(議員研修の充実) 第19条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<藤本委員>

全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、抽選になるため人数枠が事前に分からず、事務局は調整しにくいと思う。したがって、この参加は政務活動費を使って会派で対応することでよい。議員団研修会の充実については、昨年度は例年以上の経費がかかったと聞いているが、多少経費がかかっても注目されている著名な方を優先的にお呼びして研修を受けていきたい。政務活動費における研修については、特に変更せずにこれまでどおり会派でしっかりと勉強していくことでよい。

<三上委員>

全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、不確定要素が多いため全国都市問題会議のように必ず行く研修会の代わりにはなり得ない。必要であれば今までどおりそれぞれで参加することでよい。議員団研修会の充実については、スマート議会を目指す課題は山積しており、そのような研修の機会を十分に取っていかなければならない。講演料が高い講師でも必要であればお呼びできるよう、しっかりと予算確保することが大事であり、充実できればよいと思う。政務活動費における研修については、全国都市問題会議への参加をやめた経費を政務活動費に入れ込むのではなく、今でも政務活動費の中で行政視察や研修など必要なことを学んでおり、これは別の問題であると考える。

<松山委員>

全国市議会議長会研究フォーラムへの参加や議員団研修会については、研修するトピックで判断すべきである。政務活動費に積むことは別で議論し、今回は議員団研修会の充実として取り組むほうがよいとの結論であった。

<菱田委員>

全国都市問題会議に代わる全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、

席の確保が厳しいため、これに入れ替えていくことは難しい。議員団研修会の充実 は必要であるが、予算的にどのくらいあればよいのかということもあるので、まず は現状で工夫して取り組むべきである。政務活動費における研修については、政務 活動費を積み増す議論にはならず、現状でよいとの結論であった。

<木曽委員長>

全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、不確定要素があり確実に参加できるとは限らないことと予算確保の観点から考えれば、議員研修として実施することを前提にすることは難しいため、必要であれば会派活動の中で対応いただくことでよいか。

一全員了一

<木曽委員長>

議員団研修会の充実については、現状で工夫すればよいとするのが1会派、議員研修に必要なよい講師がいれば予算確保し充実していけばよいとするのが3会派であり、意見が分かれた。全国都市問題会議の費用を全て積み増すものではないが、議員研修を充実・強化していくために、議員団研修会の予算を確保することで整理したい。

<菱田委員>

予算の取り方であると思う。このような講師を呼びたいのでこれだけの講師代がか かるというのが普通であるが、議員団研修会は決まった予算枠の中で対応しており、 どのくらいの予算を積むか検討すればよい。

<木曽委員長>

議員団研修会は予算が一定決まっており、呼びたい講師を呼べない場合もあった。 予算の上限を広げて、本当に来てほしい講師に来ていただける機会を確保するとの 意見が多数であるので、そのようなことで整理したいがどうか。

<菱田委員>

それでよい。

<木曽委員長>

政務活動費における研修については、今の政務活動費の金額を研修の視点でどうするかとの議論にはならなかったようである。したがって、政務活動費については現状のままで対応することとし、来期に研修の充実等が必要であれば検討いただくことを送っていきたいがどうか。

一全員了一

○第19条の課題 検討終了

- ※全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、議員研修として実施することを前提にすることは難しいため、必要であれば会派の活動の中で対応いただく。
- ※議員団研修会については、予算の上限を広げて、本当に来てほしい講師に来ていただける機会を確保する。
- ※政務活動費における研修については、現状のままで対応することとし、来期に研修の充実等が必要であれば検討いただくことを送っていく。

(議会事務局) 第20条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<菱田委員>

議会の法務機能強化は必要なことであるが、職員を増員するより、大学等と連携し研究していくことがよいのではないか。そのようなことで議会を活性化していきたい。

<松山委員>

事務局の人数が現在1名減となっている。これからの多種多様な議会として、法務機能の強化は非常に大切であり、今後新たに条例制定等に向けて委員会で議論していくためには、高いレベルで法務機能を有し気軽に対応いただける職員を1名受け入れてはどうか。議会全体として強化していくことを考えていく必要がある。

<三上委員>

会派としては何も意見をつけていない。議長運転手分として1人減のようであるが、今も事務局が運転業務の一部を対応しており、その影響がどの程度あるのか。そのような名目で1人増員するのであれば、会計年度任用職員のような形でも対応できると思うが、それが今必要かどうかである。議会の機能強化のために経費が必要であれば検討すればよいが、組織体制は現状のままでよいと考える。

<藤本委員>

事務局の法務機能の強化は当然必要であると認識しており、様々な条例やその条文整理、法律との整合等には専門の知識や技術が必要となる。現状ではそのようなことを総務課に頼んで対応できているが、前回言ったように京都府の法務機能の活用として、例えば出張機関である京都府南丹広域振興局へ法務に関する調査依頼を出せば協力していただけるような機能をつくっていただけないか要望することも一つの方策ではないかと考える。法務機能強化のために人や予算が必要であると事務局が考えているのであれば、人員や予算づけについて理事者に要望していけばよい。

<木曽委員長>

議会の法務機能強化について、増員が必要、現状でよい、大学や関係機関との連携等、会派ごとにそれぞれの考えがある。これらの意見をまとめていくことは難しいが、法務機能が必要な場合にどこかに相談することは必要なことである。理事者側に議会が提案するものを預けて協力いただけるかは別の問題である。やはり独立した機関として、相談する場所をしっかりと持つ必要があり、法務的な調査や研究、意見をいただきたいときには、どこかに相談できるように今後取り組むということで整理してはどうか。予算化して何かすることはないが、そのような方向の中で考えて、事務局に負担にならない形でやっていきたい。

<三上委員>

考え方が違う訳ではなく、この条文や方策について検討する中で、特には今のままでよいとしているが、法務関係の機能強化が必要となれば、何らかの方法で対応していけばよい。組織体制の整備までする必要はないと思うが、先ほどあった大学等との連携について、常時ではなく必要なときに対応いただける関係をつくるのであれば話も変わってくる。協力いただけるようなことはやっていけばよい。

<木曽委員長>

議会事務局の機能強化や体制整備については、議会における政策形成上必要なことであり、しっかりとそのことに取り組むことでよいと思う。予算の問題もからむとは思うが、例えば大学等に年間を通して協力いただくのか、事案がある都度とするのかなど、具体的に今後どのような形で議会の機能強化が必要であるのか、新たな期において議論いただく方向でまとめさせていただき、整理したいがどうか。

一全員了一

○第20条の課題 検討終了

※今後どのような形で議会の機能強化が必要であるのか、新たな期において議論いただく方向とする。

(議員定数) 第22条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<藤本委員>

平成15年に議員定数を30人から28人に削減して以降、平成27年には24人まで減らしてきており、この間、亀岡市にとって理想的な定数についていろいろな角度で議論がされてきた。3常任委員会で最低7~8人ずつの委員が必要とのことで、現在の形となっている。人口が若干減っていることで議員定数を見直してはとの意見であるが、今期24人の定数で非常に活発な議会運営ができていると思う。むしろ現在の定数を維持し、今の人員でもって人口10万人にするにはどうすればよいのか積極的に議論すべきであり、議員定数は現状維持で変える必要はない。

<三上委員>

来期も現状のままでよい。削減する理由に人口減少を言われているが、この間の推移を見ても、人口減少の割合で定数を減らしてきた訳ではなく、別の理由があったと思う。とりわけ平成27年に24人としてから若干人口が減っているが、2人減らすだけの比率ではない。議員定数が減るほど小さな地域やいろいろな考えを持っている人たちの思いが反映しにくくなる。無駄な人員であれば削減すればよいが、今の議員定数に無駄はなく、非常に機能的にできていると思っている。これまで議員定数を減らしてきたが、これから若い人が議員を担っていけるように、定数も報酬も上げて、これを自分の仕事にしようと思ってもらわなければならない。お金と人脈がなければ議員になれないような状況があってはいけない。

<松山委員>

いろいろな考えがあり皆さんの意見も一定理解できるが、来期には必ず議員定数の 削減を議論すべきであると考えている。名前を出して僭越であるが、西口副委員長 も人口減少の観点から全国市議会議長会の意見を踏襲した形で議員定数を削減し 議会改革を進められた結果、現状の形があると思っている。過去には全国市議会議 長会の意見を踏襲しているが、かたや人口減ではあるが都合よく捉まえて全国市議 会議長会の意見を踏襲せずに亀岡市議会独自の考え方で話をされることは、これか ら先に議会改革を進めていく上で、そのような考え方は見直していくべきと市民か ら聞くことも多くなっている。そのようなことを踏まえて、平成27年から議員定 数は現状の24人であるが、人口減少だけでなく税収等も含めて考えていく必要が あると思っている。今の議会は活発化しているからとの意見については、そうであ れば西口副委員長が議会改革を進めていたときは議会改革度が上位であり、今は厳 しい状況になっている。議長は率先してオンライン委員会をやっていこうと検討を 進めているが、そのように議員それぞれ内に秘めている考えを表に出して議論して いくことが、議会改革につながるのではないかと思う。人口がどうであるかといっ た簡単なことではなく、来期には必ずそういったことで特別委員会を開くなど、定 数を見直す議論が必要である。

<菱田委員>

新清流会では様々な意見がある中で、現状でよいとまとまった。

<木曽委員長>

議員定数に関しては、来期の現状維持という点では各会派一致しているが、議論するかどうかは別の問題である。私もこれまでに議会改革を推進する中で何度か議員定数の削減に関わっており、これまでの議論はよく分かっている。議員定数を30人から28人にしたときは、理事者からも財政面から削減すべきとの提案があり、いろいろなことを見直していく経過の中で28人とした。26人に削減したときもそのような観点が大きかったが、一方でそのくらいで止めておくべきとの意見もあり26人で落ち着いた。24人に削減したときは、議会改革を推進するために様々な方策をとっていこうとする中で、自分たちの立場を守るだけでなく、積極的に市民の意見を踏襲することが大事であるとの意見が出てきたと思っている。そういった積極的な議会改革を評価していただいたことも事実である。今後どのようにしていくかは別にして、議員定数の問題に対して来期に議論の俎上に乗せていくことでまとめたい。来期の定数は24人であるが、第19期の定数をどうしていくのかについて、来期に議論いただくことで整理したい。

<藤本委員>

基本条例第22条では、行財政改革の視点だけではなく議員定数の改正に当たるとしている。委員長がおっしゃたように、以前は議会が何をしているのか見えにくかったため、議員定数が多いのではないかと言われていたこともあった。市の財政が厳しい中で、2人の削減で年間1,000万円以上浮くので、行財政改革を推進すべきとの意見があったが、それでは議会の権能と独立性の推進にはならず、あえて条文にこの文言が入って今の24人となった点をしっかりと認識しなければならない。議論していくことは大事なことであるが、それを行財政改革のためにということは方向違いであると思う。

<木曽委員長>

第22条の条文に「行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。」と規定しており、いろいろな面を考慮して議員定数を判断するという内容である。藤本委員がおっしゃる常任委員会の定数については、地方自治法が改正されて、複数の常任委員会に入ることができるようになっており、そのことはあまり強調せずに、反対に広報広聴会議についても常任委員会化の意見もあった。そのようなことも含めて、これからの議会機能を強化するためには、議員定数の問題だけではなく、全体的なことを通して議会改革を進めていくことが大事である。

<藤本委員>

実際に常任委員会の兼務が可能になっている。議員定数が少なければどうしてもそのようなことが出てくるが、議会の権能の劣化にもつながりかねない。逆にそうすることによって、常任委員会の同時開催が一切できなくなり、常任委員会の数を減らすなどの議論も絡んでくる。その辺は慎重に議論を進めなければならないことである。

<木曽委員長>

常任委員会の兼務を実際にしている市議会もあり、現状で進んでいるものである。 決してそれが議会の権能を阻害する要因にはなっておらず、反対に複数の常任委員 会に入ることが議会の権能を強化することにつながることから、地方自治法が改正 されたと認識している。そのことを理解していただかなければならないと思う。今 後は複数の常任委員会に入ることの議論が持ち上がってくると思う。3月議会も含 めて各常任委員会を別日開催とし、各議員がどの委員会でも傍聴できるようにして いく中で、議会活性化のために何が必要なのかを前向きに議論していきたい。

<三上委員>

議員定数がどうであろうと議会改革はできるし、当然やっていかなければならないが、定数を減らしても増やしてもできる。そこは線を引いて、今回は全会派がA評価とした上で一部意見がついており、そのような意見があることは受け止めるとして、今期は議員定数を改正しないので来期は24人でいくことは決まっている。来期に議論するかどうかを会派に持ち帰ったが議論しなくてよいとの結論であった。委員長がまとめられた来期に議論してもらうようなことではなく、そのことは来期の議員で考えることであって、今期の議員で担保する必要はない。

<木曽委員長>

3会派が定数の見直しについて必要性がないと判断されており、このことは必要に 応じて次期に議論いただくことで取りまとめたい。

<松山委員>

来期のことではあるが、今期1人亡くなられ23人での対応でも議会は活性化しているので、議員定数を見直す議論の余地があるのではないかと会派で話が出ていた。 各会派では現状を踏まえて23人でできるとの議論にはならなかったのか。

<三上委員>

議員定数を減らすことで、税金の使い方で言えば報酬が減りその分が市民のために使えるようになるが、議会を活性化するためには、若くてやってやろうとする議員がもっと出てこなければならない。フィンランドの連立与党の党首はみんな30歳代であるが、そのような人が出ていけるような定数や報酬でなければならない。逆に言えば定数を増やしてもよいとの思いを持っており、そのような理由から共産党議員団は議員定数を減らす必要はないとしている。議員定数と活性化とは関係ない。

<木曽委員長>

今日は会派の意見としての報告であるので、個人的な意見を聞いても難しい。

<菱田委員>

新清流会では多様な意見が出た中で、会派として現状でいくとの答えを出した。ここは議論の詳細を報告する場ではなく、会派としての意見を持ち寄って結果を報告させていただいている。先ほど松山委員から西口副委員長の名前が出たが、これは失礼であると思う。私の名前も議事録にはいろいろと出てくるが、私自身もその場で必要とする一番よいと思った意見を言わせていただいており、それが過去にこう言っているからおかしいとの話は控えていただき、できれば訂正願う。

<松山委員>

失礼と受け止められていることに驚いている。新清流会の幹事長や議会運営委員会 副委員長をされているので名前を出したということではないことを理解いただき たい。過去の会議録で議員定数削減の議案の内容を見て、あくまでも提案された方 として西口副委員長の名前を出させていただいた。私自身がお詫びをする話ではな い。

<藤本委員>

今の議員定数は24人であり、小松議員が亡くなられて23人でできているとのことについては、そのとおりであってできると思う。しかし多くの意見を集約し議論を深め、よりよい結果を出していくために理想的な形はどうなのかを判断する必要がある。議員定数を減らしてもやっていけるが権能が落ちていく。

<木曽委員長>

これ以上議論しても前には進まない。今後の議員定数については、議会活性化を推進する観点も含めて、来期に必要に応じてより議論を深めていただくことで整理したい。

○第22条の課題 検討終了

※今後の議員定数については、議会活性化を推進する観点も含めて、来期に必要に 応じてより議論を深めていただく。

(議員と市長等の関係) 第9条第2号の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<菱田委員>

現状の運用範囲で自由に議論していただければよい。反問を受ければ質問時間は止まる。逆に議員側も理事者との議論を深められる利点がある。

<松山委員>

資料に記載のとおり、反問権を拡大した際にいろいろと議論があった。それを踏まえた上で、反問になるのか反論になるのかについて理解を深めていくことが必要である。

<三上委員>

これも全会派がA評価(達成)の中で一部意見がついた課題であり、反問ではなく 議員の意見に対する反論になっていることを整理するといったことである。最近は 松阪市議会、彦根市議会、霞ヶ浦市議会など反問権と反論権のどちらも与えている 議会がある。反論されればそこで時間が止まり論じ合えるのでありがたいが、その 分議員は勉強し緊張感をもって質問しなければならない。反問権の中身を整理する 中で、反論のようなことは議長が止めるのか、そのまま自由に言ってもらうのかを 整理してもよいが、共産党議員団としては現状のままで結構である。

<藤本委員>

反問権を拡大した際の提案理由説明のとおりで理解している。無制限にだらだらした反論になる場合は、議長もしくは委員長の議事進行権で整理することとしているので、今のままの取扱いでよい。

<木曽委員長>

質問の内容についてどんどん議論を深めていくことはよいが、質問の主旨と全く異なるような反論はただの批判であって、的外れで違う方向に行ってしまい、そのときには議長に整理いただくことになる。反問権については、今後も現状のとおりの取扱いとし、質問と全く違う内容での反論や批判となった場合には、議長の議事進行権をもって整理することとしたい。

<菱田委員>

反問について現状でよいと言ったが、反問の中に若干反論があってもよいと思っている。委員長が整理いただいたように、話題となっていることに対してやり取りすることはよいが、それから逸れてはいけない。ある意味討論的な部分になるかもしれないが、意見のやり取りがある中で、互いに議論を深めていくことがあってもよいと思う。

<木曽委員長>

条例の条文に、「本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は 委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。」と規 定しておりこれでよいと思うが、それを逸脱する反論や批判になった場合は、議長 や委員長が整理すればよい。

<三上委員>

反論についてはさじ加減でやっていくしかない。大きく外れていなければ許容できると思うので、そのようなまとめでよい。

<木曽委員長>

議事進行上の問題については、議会が混乱することなく正常な議事運営となるよう、 議長や委員長に整理していただく。

<福井議長>

議長として議事進行する中で、何度か反問から反論に移った経験がある。反論であることが分かりながらやり取りを止めずに許していくときもあれば、止める場合もあるが、互いの議論が平行線になった時点で止めるようにしている。そのときの議長や委員長の采配となるが、そのような認識でよいのではないか。本来の反問権を越えて反論権を認めており、前回の木曽委員長の質問では反論権の応酬となったが、同じことの行き帰りはなかったので流していた。これからはそのような感覚になると思う。

<木曽委員長>

反問を越えて反論になった場合には、議長や委員長に采配いただく。議題と外れた ことを言っているのであれば駄目であるが、そこから外れない限りは状況に応じて 進めていくことでよいと思う。

<三上委員>

議長がおっしゃった線の引き方は一定の見識があり参考になった。反問権と反論権を使い分けてどちらも認めている市議会も出てきている。今すぐに検討課題にすることは思っていないが、それで議会が活性化するのであれば、反問権の付与に付随して出てくる問題でもあるので、俎上に上げて注目すればどうかと思う。

<木曽委員長>

反論権を付与していくことについては、今後議論していけばよい。反問権については、これまでどおり対応することとし、状況によって議長や委員長の議事進行権をもって整理することでよいか。

一全員了一

○第9条第2号の課題 検討終了

※反問権については、これまでどおり対応することとし、状況によって議長や委員 長の議事進行権をもって整理する。

(2)検証の実施

<木曽委員長>

続いて、第7章の続きから順次、条項ごとに検証を進めていく。

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員報酬) 第23条

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曽委員長>

各会派の検討結果は全会派A評価(達成)であるが、議会運営委員会としての評価 をA(達成)とすることでよいか。

一全員了一

<木曽委員長>

緑風会から意見があるので、説明願う。

<松山委員>

議員報酬に関しては第3者機関である報酬審議会に諮った上で金額を決める必要がある。地方自治法も規定されており、他の市議会でもそのような手順で金額を決定している。亀岡市議会においてもやっていくべきとの意見である。

<菱田委員>

議員報酬については、現状でよい。平成18年7月に議員報酬を改定しているが、このときにも報酬審議会に諮っているのではないか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

平成18年1月に報酬審議会へ諮問し、3月に答申を受けた内容で、7月から現在 の報酬額が適用されている。

<三上委員>

市民であればどのような人でも議員活動ができるくらいの報酬額は保証しなければならないと思う。報酬審議会に今の時世でこの報酬額が妥当な金額であるのか諮ればよいが、金額変更すべきかどうかについては、金額を下げることだけでなく上げる議論もある。報酬審議会に諮ってその都度金額を見直すことはやってもよいと思っている。

<藤本委員>

第23条の規定のとおり、議員報酬は議員の職務遂行に対し支給されるものであり、あくまでも報酬であって給与ではない。当然議員を辞めても退職金はなく、職員のように共済にも入れない。私が議員になったときには議員年金があったが、途中で廃止している。市長等理事者とは待遇の違いがあるため、もしこれからの人が専業で議員の仕事を選ぶのであれば、職務遂行に対する報酬であるとともに、生活給の部分も当然必要となる。兼業しなければやっていけないような状況はいかがかと思う。そういった意味では、マイナスだけでなくプラスも含めて検討が必要であり、今の体制でよいのかとの議論もされなければならない。全国市議会議長会やほかにもいろいろなところで、議員年金を廃止したのであれば、厚生年金に入れるべきではないかとの議論も出ており、そうなれば一般市税を入れることになるので、そのことも含めて待遇についてしっかりと検討していただく必要がある。今の報酬額を上げることができるのであれば、そのほうがよいと思う。

<木曽委員>

皆さんの意見を聞くと、報酬額の上げ下げは別にして、平成18年から報酬審議会にかけておらず、一度かける時期にきているのではないかと思った。府内全体の状況も含めて考えなければならない。議員報酬については、議会運営委員会としての評価をA(達成)としたが、今後時期を見て報酬審議会を開くべきであるとの意見を付けることでよいか。

一全員了一

<木曽委員長>

法的拘束力の部分からすれば、報酬は何か問題を起こした場合に差し押さえになる可能性もあり、そのような性格があることを議員は覚悟しておかなければならないと言われたことがある。非常に不安定な要素が含まれているものである。

○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

※議員報酬については、今後時期を見て報酬審議会を開くべきである。

第8章 最高規範性及び検証等

(最高規範性)第25条

新清流会 対象外 緑風会 A 共産党議員団 A 公明党議員団 A

[事務局副課長兼議事調査係長 第1条と併せて説明]

<菱田委員>

第25条と第1条は評価するものではなく、そもそもこの条文があって初めて議会 基本条例が成り立っていることから評価の対象外とした。

<松山委員>

そのとおりであると思っているが、そのことが前提の上でA評価(達成)とした。

<三上委員>

菱田委員がおっしゃったことと同じ感覚であるが、評価としてこの文言のとおりでよいのか、これで成り立っているのかとのことで、何も変える必要がなくA(達成)と評価した。

<藤本委員>

同じ考え方である。この条例が最高規範としてよいかを評価し、A (達成)とした。 最高規範が達成できているかどうかは、別問題であると考える。

<松山委員>

条例全体を検証する観点からすれば、この条文だけを対象外として評価から外すことはどうかと思う。検証とするのであれば、当たり前のことでも検証に値するのではないか。議員であることを改めて自覚していく意味を踏まえて検証すべきである。

<藤本委員>

対象外となれば最高規範を検証していく上で、条文の変更ができなくなる。第1条 については過去にも条文の一部を「向上」から「増進」に改正したことがあり、最 高規範であっても理念としてこれでよいのか検証すべきである。

<三上委員>

この条文そのものが変わるものではないと思うが、これでよいかとの評価をすればよい。

<菱田委員>

各会派の思いは共有できたので、委員長の判断でよい。

<木曽委員長>

各会派の思いは一致できた。検証という形の中で確認していく観点から、A評価(達成)とすることでよいか。

一全員了一

○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

第1章 総則

(目的) 第1条

新清流会 対象外 緑風会 A 共産党議員団 A 公明党議員団 A

[事務局副課長兼議事調査係長 第25条と併せて説明]

<菱田委員>

第1条の条文の文言について、以前に「向上」を「増進」に変更しているが、これ は地方自治法に合わせて表現を変えただけであり、内容そのものを変えたものでは ない。条例は設置目的がないと成り立たず、設置目的が達成できていないとなれば全てが達成できていないことになる。そういった意味でなぜこの条例をつくったのかを規定した条文であるので対象外とした。

<木曽委員長>

皆さん認識は同じであると思うが、やはり各条文を一つずつ確認しながら繰り返し 検証を重ねて進めていきたい。

<三上委員>

そのとおりである。菱田議員からこれが達成できていなければ条例が成り立たない とあったが、目的は一番大事な部分であり、さらに崇高な条例になるように文言を 追加すればとの議論はあってしかりである。この条文が未来永劫完璧であるとは分 からないので、そういった意味では絶えず検証する必要がある。

<松山委員>

同じ考えである。

<藤本委員>

菱田委員の気持ちはよく分かるが、実際に条文の文言を検討するには対象外では手直しできないので、評価の対象にすべきである。そのことで最高規範が揺らぐものでは一切なく、委員長がおっしゃるように絶えず検証していけばよい。

<菱田委員>

評価について委員長にお任せする。

<木曽委員長>

第22条と同様に、意見としては共有できており、検証という形の中で確認していく観点から、A評価(達成)とすることでよいか。

一全員了一

○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

(議会の役割) 第2条第2項

新清流会 A 緑風会 B 共産党議員団 A 公明党議員団 A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

各常任委員会で温度差があってはいけない。例えば花火大会については委員会に対してあまり行政報告や事前の相談がなかったと聞いている。また、総務文教常任委員会では、予算計上した事業でこの方向に改めたいという報告や、この部分で悩んでいるので相談したいなど、もっと密にやり取りができる形でやっていくことが、結果的には市民のためになるのではないか。もう少し事前に資料提供や細かな報告があるべきとの意見である。

<菱田委員>

資料の意見のところで、「議員の監視機能」とあるが、「議員」でよいのか。

<松山委員>

「議会の監視機能」の間違いである。

<木曽委員長>

「議会の監視機能」に修正願う。

<菱田委員>

今は月例常任委員会を実施している。これをするまでは年4回の議会でしか理事者 と対峙する機会がなかった。月例を複数回開催されている常任委員会もあり、そう いった機会を理事者にうまく使ってもらい、議会側も理事者から情報や意見を求めていくことは大事であると思う。しっかりと監視機能の強化や政策立案につなげていくことは当然必要なことであり、議会の権能強化の部分につながるものである。そういった観点から議会側がもっと充実していくことで、緑風会の意見は効果を出すと思う。

<三上委員>

会派に持ち帰るときに確認したと思うが、第1章から第2章の第4条くらいまでは、総則や活動原則であるので、この条文がこれでよいのかを確認することであったと思う。議会の役割としての条文は、行政活動の監視及び政策の立案を行うといった文言でよいと思う。それに対して行政が報告できていない、報告が不十分であり、その結果として議会の監視機能が弱体化しているというのは違和感がある。監視機能がしっかりとできていないとの意見であるが、そのような行政の対応の問題をどうしていくのかについては、第10条の検証で出す意見であると思う。この意見にそうであると感じる部分もあるが、第2条を評価するに当たっては少し違うと思う。総則から活動原則までは、条文の文言が妥当かどうかを評価することにとどめており、そういった意味で検証する順序も最後になっているのではないか。

<木曽委員長>

検証や評価により必要に応じて課題を検討しており、条文の文言だけの検討とはならない。

<三上委員>

議会は行政活動の監視及び政策立案を行っているが、ここに書かれている現状の課題や問題点等の意見は、具体的規定である第10条で確認していくことである。このような意見でB評価(一部達成)とするのは馴染まない。

<松山委員>

三上委員がおっしゃることも分かるが、第10条には予算及び決算の審議について 規定しており、月例常任委員会が予算や決算の審議に関連する案件であればよいが、 少しニュアンスが違うので、第2条の意見として出したものである。緑風会が第2 条第2項をB評価(一部達成)としているのは、議会が理事者側に資料提出を求め ることはもちろん、月例常任委員会を複数回開催するなどしっかりと説明を受ける 環境の中で、理事者側と綿密にやり取りすることにより、議会の監視強化につなげ ていければとの思いであり、皆さんと意識共有できればと思う。

<三上委員>

第10条第1項でそのようなことを規定している。

<菱田委員>

議会基本条例項目一覧の1ページに第1章と第2章に基づく具体的規定は第3章 以降の各条項に掲載していると示されている。三上委員が指摘されているのはこの ことである。第3章以降から検証をスタートしたということは、条文の具体的規定 やその方策・取組状況等を見て議論しようとするものであり、第1章と第2章の条 文については最後に検証を回したと思う。第1章や第2章の具体的規定として、第 10条第1項の緑風会からの指摘で、資料が出てこないとの内容で議論しており、 そのときに一定整理ができているのではないか。

<藤本委員>

議会は行政活動の監視及び政策の立案をやっているが、ここではそれがしっかりと できているかの評価を求めている訳ではない。行政活動の監視や政策の立案以外に もっとやることがあるのかということであれば、議会の役割として意見がつく意味が分かるが、常任委員会での説明が不十分との意見は、具体的規定の条項をもってチェックすべきである。総則でもって議論する内容のものではない。議会の役割についてはこれでよいと思う。

<木曽委員長>

第10条第1項の検証の際に、松山委員が言った内容は議論できているか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

7月19日の議会運営委員会で第10条を検証いただいたが、緑風会から第1項と第2項の両方で、議会から指摘されてからの資料作成、提出では審査に影響が出るとの意見をいただいた。また、第2項では共産党議員団から別の意見をいただいていることから、第10条第1項については多数の評価があったA評価(達成)とした上で、緑風会から出された意見を第2項の中でまとめて検証いただいている。第2条第2項で緑風会からいただいた意見そのままを検討はできていないが、そのようなことを含めた大枠の中では検証できたものと考える。

<木曽委員長>

総則の中で検討するには少し難しい面が出てくると思う。確かに第10条第1項の 意見を同条第2項の中で併せて検証したと記憶している。この第2条第2項で規定 する行政活動の監視等については、その具体的規定の一つである第10条の検証で 評価をいただいており、そのような認識で会派に報告いただくことで整理したい。

<松山委員>

それで結構である。

<木曽委員長>

第10条各項の検証結果を確認しておきたい。

<事務局副課長兼議事調査係長>

第10条第1項はA評価(達成)とし、同条第2項はB評価(一部達成)で継続して取り組むこととしているが、議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう求めることで整理し決定いただき、すでに事務局長から部長会議で徹底いただいている。

<木曽委員長>

条文そのものに対する意見ではないので、緑風会の評価をA評価(達成)に修正してはどうか。

<松山委員>

それでよい。

<木曽委員長>

全ての会派がA評価(達成)となったので、議会運営委員会の評価もA(達成)と する。

○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

第2章 議会及び議員の活動原則

(議員の活動原則) 第4条第2号

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

市民の声を傾聴するよう努力することはもちろんであるが、常任委員会等において 眠気などで会議に集中できていない、審議中に時間を気にしているといったことを 聞いている。常任委員会ではインターネット録画配信や、今後はYouTube配 信もしていく中で、市民の方がそのような姿を見れば不愉快極まりないと思う。議 員それぞれが高い意識で審議に最大の集中をすることは当たり前のことであり、議 員として報酬をいただく以上は、市民のために働く責務を全うするために、改めて 意識づけすべきである。

<木曽委員長>

緊張感をもってやっていくことは当然のことであり、会派を超えて議員全般にわたり言えることである。

<菱田委員>

意見のとおりであり、互いにそのことを意識して活動することに尽きる。

<三上委員>

同じ意見である。共産党議員団でも反省すべきことはあると思う。市民の代表としてふさわしい活動ができるようにしていくことは当然のことである。評価はA(達成)である。

<藤本委員>

意見として承った。第2章第4条は議員の活動原則について明示したものであって、 倫理的なことを述べているものではない。それに対する評価はA(達成)としてい る。

<松山委員>

議員として自らの資質向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をすることに 尽きるとの観点から、意見をつけたものである。

<木曽委員長>

条文に規定する内容を互いに点検しながら、今後そういった指摘がないようにして いくことを確認することで取りまとめたい。

<藤本委員>

あくまでも意見として承る。この条文をどうするかといったことではない。

<木曽委員長>

各会派の検討結果は全てA評価(達成)であるので、議会運営委員会の評価もA(達成)とする。

○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

※条文に規定する内容を互いに点検しながら、今後そういった指摘がないようにしていくことを確認する。

(会派)第5条

新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

会派内でいろいろな意見があることは民主主義の根幹であるが、そのような中で会派結成の人数要件を3人以上から2人以上にしてはどうか。より多くの会派で議論を深めたほうが市民意見をより反映しやすいのではないかとのことで、B評価(一部達成)とした。

<木曽委員長>

資料に参考として記載されているが、府内15市を見れば会派結成の人数要件は3人以上が舞鶴市と亀岡市であり、その他の13市は全て2人以上としている。この点も踏まえて意見はあるか。

<菱田委員>

第5条についてはA評価(達成)としているが、会派結成の人数要件については、 別のところで議論すればよいと思う。

<三上委員>

どこで議論するのかは別として、議論はすべきである。府内15市ということは政 令指定都市の京都市や亀岡市よりも人口の多い宇治市が2人以上である点からす ると、2人以上でも会派結成できてよいと思う。この条文についてはこのままでよ いが、しばらくすれば18期が始まるので、しっかりと論議したほうがよい。

<藤本委員>

この条文には会派が結成できることが明記されており、1人の会派はないということである。府内では亀岡市と舞鶴市が3人以上で、ほかの市は2人以上であるので、菱田委員がおっしゃったように別のところで議論し、次の課題にすればどうかと思う。

<木曽委員長>

府内では舞鶴市と亀岡市だけが3人以上であって、京都市でも2人以上としている。 そのような観点から会派の人数要件を見直す必要があるとの意見である。第5条に 規定する会派についての条文は、基本的にはこのままで問題はなくA評価(達成) でよいと思うが、そのようなことを提起するための意見であり、例えば全員協議会 や幹事会など別のところで検討していくことで整理してはどうか。

一全員了一

<木曽委員長>

どのような場で検討することがよいか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

亀岡市議会幹事会・幹事長会規程において会派の人数要件を規定している。

<木曽委員長>

次期に向けて会派結成の人数要件を検討するため、幹事会で議長に仕切っていただき検討し結論を出していくことも一つの方法である。このことに関して各会派で意見を集約した上で、幹事会で整理し今期中に結論を出すこととしたい。

<三上委員>

このことは大事なことであるので、一旦会派に持ち帰って検討し、集約した会派意見を今後の幹事会で報告することでよいか確認したい。

<木曽委員長>

そのように考えるがどうか。

一全員了一

<木曽委員長>

幹事会で議長に整理をお世話になるが、よろしくお願いする。次に、2点目の意見について説明願う。

<松山委員>

幹事長(会派代表者)討論については、時間の兼ね合いもあって、市長との議論が かみ合わない部分があった。前回は初めての試みであったが、二元代表制の下、よ い緊張感の中で討論できたので、実施時期等は検討を要するが、よりよい討論にな るよう討論時間等のルールを整理した上で、今後も継続的に実施していきたいと思っている。

<木曽委員長>

議長の提案で幹事長(会派代表者)討論を実施したが、今後継続して実施するのであれば、次回からはオープンにしていかなければならないと思う。よりよい討論となるよう討論時間や実施時期を含めていろいろな面で検討することで整理したいがよいか。

一全員了一

<木曽委員長>

条文に修正はなく、3会派がA評価(達成)であるので、議会運営委員会の評価は A(達成)とすることでよいか。

一全員了一

- ○議会運営委員会の評価: A (達成) 終了
 - ※会派結成の人数要件について各会派で意見集約した上で、幹事会において検討し、 今期中に結論を出す。
 - ※幹事長(会派代表者)討論については、今後継続して実施するのであれば、よりよい討論となるよう討論時間や実施時期を含めていろいろな面で検討する。

(災害時の対応) 第6条

新清流会 A 緑風会 A 共産党議員団 A 公明党議員団 B

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<藤本委員>

運用基準の中で災害対応マニュアルを規定しているが、タブレット端末の活用について記載されていないため、今後タブレット端末を生かした災害時における議員の行動や訓練等を取り入れてはとの方向性を示した。

<木曽委員長>

災害時の対応については、災害対応マニュアルで全議員に周知いただいており、これまでにフロー図も作成しているが、さらに充実していくため新たにタブレット端末を活用すべきではないかとの意見である。これまではタブレット端末を導入していなかったので、今後の課題として整理していきたい。

<藤本委員>

今の評価としてはA(達成)で結構である。今後の方向性として災害対応マニュアルにタブレット端末の活用を入れていけばよい。

<木曽委員長>

議会運営委員会の評価としてはA(達成)としたい。

<三上委員>

災害時にこの重いタブレット端末で連絡・報告ができるのか。もっと身軽に行動しなければならないので、タブレット端末に限定する必要はなく、むしろスマートフォンのほうが使いやすいと思う。災害状況や安否確認などの報告について常に訓練しなければならないが、自分が災害に遭った場合も含めて、どのような手段で連絡・報告するのか、タブレット端末もしくは登録している携帯電話に送られるのかなどを前もって決めておかなければならない。タブレット端末を持っていけない状況も考えられる中で、タブレット端末だけに連絡が入っても困るし、どちらにもとなれば手間になる。いざというときにどうするのか、しっかりと決めておかなければな

らない。ただし、災害時に緊急の会議をする際には、このタブレットを活用してオ ンライン会議をすればよい。

<菱田委員>

ケース・バイ・ケースでうまく情報共有し会議を成り立たせて、議会の権能を高めていきたい。

<松山委員>

菱田委員の意見と同じである。実際にメール等で情報共有できており、必要であれ ばほかの手段も考えていければよい。

<木曽委員長>

災害時の現場でタブレット端末を持ち歩き議員活動することは厳しく、おそらくは 各自のスマートフォンで対応することになると思う。皆さんからいただいた意見を 踏まえた中で、災害時にどのような連絡手段がよいのか、タブレット端末を活用し たオンライン会議も含めてどのような対応ができるのかについて、一度事務局で整 理いただきたい。

<事務局長>

災害時の報告等でも活用できることから、タブレット端末を導入した経過がある。

<三上委員>

災害時に現地の状況をタブレット端末で撮影し送ることはできないが、会議の開催 場所に参集できない場合にオンラインで会議に参加できる。そのために委員会条例 を改正しようとしている。

<木曽委員長>

タブレット端末の導入に際して災害時にも活用することとしており、委員会条例を 改正することで災害時にオンライン会議ができるようになる。そのことに加えて、 災害時の連絡・報告の手段や常にタブレット端末を自宅に持ち帰るなどの取り決め について、事務局に整理いただきたい。委員会条例の改正と合わせればよい形にな ると思うが、事務局どうか。

<事務局長>

整理させていただく。

<木曽委員長>

このようなことでよいか。

<藤本委員>

それで結構である。せっかくタブレット端末を導入したので、災害時にも生かしていきたいとの意見である。現場の状況をスマートフォンで簡単に撮影し送ることもできる。また、タブレット端末を活用して緊急のオンライン会議に参加することもできるので、そのようなことを整理いただければよい。

<木曽委員長>

災害時のタブレット端末の活用として整理する。そのようなことを事務局に考えていただき、運用基準の災害対応マニュアル等に入れ込むことでよいか。

一全員了一

○議会運営委員会の評価: A (達成)

※ただし、災害時のオンライン会議に加えて、連絡・報告の手段や常にタブレット 端末を自宅に持ち帰るなどの取り決めについて整理し、運用基準の災害対応マニュアル等に入れ込む。

○第23条

議会運営委員会の評価:A (達成) 終了

※議員報酬については、今後時期を見て報酬審議会を開くべきである。

○第25条

議会運営委員会の評価:A (達成) 終了

○第1条

議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

○第2条第2項

議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

○第4条第2号

議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

※条文に規定する内容を互いに点検しながら、今後そういった指摘がないようにしていくことを確認する。

○第5条

議会運営委員会の評価: A (達成) 終了

- ※会派結成の人数要件について各会派で意見集約した上で、幹事会において検討し、 今期中に結論を出す。
- ※幹事長(会派代表者)討論については、今後継続して実施するのであれば、よりよい討論となるよう討論時間や実施時期を含めていろいろな面で検討する。

○第6条

議会運営委員会の評価: A (達成)

※ただし、災害時のオンライン会議に加えて、連絡・報告の手段や常にタブレット 端末を自宅に持ち帰るなどの取り決めについて整理し、運用基準の災害対応マニュアル等に入れ込む。

2 その他

- (1) 次回の議会運営委員会等の日程
- (2) 次回の議会基本条例の検証及び見直しの日程

[事務局長 説明]

<木曽委員長>

次回の議会基本条例の検証及び見直しの日程については、10月13日(木)午前 10時から開催することでよいか。

一全員了一

散会 16:15